給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３７号

大阪府東大阪市若江西新町４丁目９番15号
再生債務者　村島　政孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月19日まで
平成24年８月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第３３号

大阪府吹田市南正雀２丁目11番３号
再生債務者　柳瀬　勝弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年９月20日まで
平成24年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第３号

北九州市小倉南区下曽根新町４番７―206号
再生債務者　河邊恵美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成24年８月31日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
坂本　哲男、埼玉県、東京都教育委員会
ア　中学校教諭１種免許状（国語）
イ　高等学校教諭１種免許状（国語）
2　失効年月日　平成24年８月23日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効の取消公告

平成24年１月18日付官報第5719号で公告した次の教育職員免許状について、失効を取り消した。
平成24年８月31日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
山口　暢男、東京都、東京都教育委員会、中学校教諭１種免許状（技術）
2　失効取消年月日　平成24年８月23日
3　失効を取り消す事由
教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十九日
掲載頁　一一五頁（号外第一五六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十九日
掲載頁　一一五頁（号外第一五六号）
平成二十四年八月三十一日
佐賀県唐津市千代田町二五六五番地五
（甲）昭和自動車株式会社
代表取締役　金子　晴信
佐賀県唐津市和多田用尺五番二号
（乙）昭和タクシー株式会社
代表取締役　金子　晴信

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については、平成二十四年八月十七日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年八月三十一日
宮崎県宮崎市瀬頭二丁目五番二号
（甲）財団法人宮崎県私学振興会
理事長　添田　昌邦
宮崎県宮崎市瀬頭二丁目五番二号
（乙）社団法人宮崎県私立中学高等学校
退職金基金社団
理事長　若友　慶二
宮崎県宮崎市瀬頭二丁目五番二号
（丙）社団法人宮崎県私立幼稚園退職金
基金社団
理事長　中原　正勝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はＺのコージェネレーションシステムによる電気・熱エネルギー供給事業に関する権利義務を承継しＺはそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.hpec.jp/company/stock.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月二十日
掲載頁　一二二頁（号外第一五七号）
平成二十四年八月三十一日
札幌市中央区北四条西一丁目二番地一
（甲）北海道パワーエンジニアリング株
式会社　代表取締役　汐川　哲夫
札幌市中央区南一条東二丁目八番地二
（乙）株式会社エナジーフロンティア
代表取締役　平松　恭市

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＫＯＴＯ（住所京都市東山区三条通大橋東入二町目四九番地一）に対して当社のＫＯＴＯ　ＨＯＴＥＬＫＹＯＴＯの事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社は計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年八月三十一日
京都市上京区一条通御前西入三丁目西町一四番地
有限会社相
取締役　皇甫　尚代

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社木村電機製作所とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年八月三十一日
茨城県水戸市元石川町字柏渕二六〇番地の二四
合資会社木村電機製作所
代表社員　木村　善徳

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、当農事組合法人の主たる事務所に備え置いてあります。
平成二十四年八月三十一日
鹿児島県南九州市知覧町郡三六六九番地
農事組合法人エヌチキン
理事　徳満　義弘

効力発生日変更公告

当社は、平成二十四年九月一日予定の吸収分割の効力発生日を平成二十四年十月一日に変更いたしましたので公告します。
平成二十四年八月三十一日
東京都渋谷区渋谷三丁目二九番二四号
エース交易株式会社
代表取締役　牧田　栄次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十四年十月九日であり、株主総会の決議は、平成二十四年八月八日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社は特例有限会社につき、計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年八月三十一日
茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目一番地一
有限会社藤田ビル
代表取締役　藤田　洋子